

持分譲渡禁止と定款規定抹消手続きについて

Q. 定款で持分の譲渡を禁止している組合があるが、これは組合員の加入の自由の原則に反し、中協法に違反していると思うがどうか。

また、それが違反であるとするれば、その定款の違反条項を抹消すべきであるが、それは行政庁の職権によるべきか、それとも定款変更の手続きによるべきか。

A. 定款で持分の譲渡を禁止することは、中協法（第15条（加入）、第17条（持分の譲渡）第2項）において認めているところの譲受加入を否定し、また、組合員の財産権に法律が認める以上の制限を付する（持分の譲渡には組合の承諾を要する＝第17条（持分の譲渡）第1項）ことになるので違法と解する。

違法である定款の条項を抹消する場合においても、定款変更の手続によらなければならない。